

# 道路自費工事の手続のご案内

## 事前のご相談

- ・必要に応じて、事前のご相談をお願いします（道路係）。
- ・審査基準については、道路・交通政策局管理課のホームページの「道路自費工事申請の手引」を入手してください。（[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri\\_senyo/kanri/jihi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/kanri/jihi.html)）

## 申請書の提出

- ・「道路工事等施行承認申請書」に添付図書をつけて、**2部**提出してください。  
なお、申請書の**申請者欄は事業主**です。**申請者の押印がなくても**受け付けます。
- ・申請書の様式は、土木事務所で配布しています。また、**青葉土木事務所ホームページ**の「**道路自費工事の申請手続きについて**」内で**ダウンロード**できます【**以下 URL 参照**】。  
（[https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/kurashi/machizukuri\\_kankyo/jimusho/doro/jihi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/kurashi/machizukuri_kankyo/jimusho/doro/jihi.html)）
- ・また、道路自費工事（24条申請）の「申請様式について」【**以下 URL 参照**】でも入手できます。  
（[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri\\_senyo/kanri/jihi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/kanri/jihi.html)）
- ・書類審査、現場確認の中で、工事内容の変更や追加が発生することがあります。

## 承認通知書の受領

- ・「道路工事等施行承認通知書」をお渡しする準備が整いましたら、土木事務所から申請者（連絡先に記載の方）にご連絡いたしますので、ご来庁の上、受領をお願いします。
- ・その際に、後日提出いただく「道路工事等【着手・変更・中止・完成】届」をお渡しします（管理係）。**ホームページからダウンロード**することもできます。承認書の交付を受けた後、工事着手前に着手届を提出してください。1週間
- ・申請書の提出から承認書の発行までの期間は、書類の不備等がない場合は、10日から2週間程度です。

## 着手届の提出、工事の施工

- ・着手届を土木事務所（**管理係**）に1部提出し（押印は必要ありません）、工事を施工してください。
- ・申請した内容に変更が生じた場合には、道路係に相談の上、変更届（変更内容を明記した書類を添付）を提出してください（1部）。
- ・工事を実施するにあたっては周辺にお住まいの方々にあらかじめ工事内容を周知し、理解を得よう努めてください。また工事実施箇所の隣接地の地権者においては同意を得よう努めてください。

## 完成届の提出・完了検査・合格通知の交付

- ・工事完成後、速やかに完成届(位置図、工事施工写真、境界標を一時撤去・復旧した場合は実測値を朱書きした区域線図とも)を土木事務所（管理係）に1部、提出してください。なお、**着手日から完了するまでの間、工事箇所の管理は申請者が行うこととなりますので、必ず完了届を提出してください。**完了届の提出がない場合は、申請者が管理し続けることになります。土木事務所が検査を実施し、適正な工事等を認めた場合は合格通知書を交付します。なお着手日から完了検査に合格するまでの間、工事箇所の管理は申請者が行うこととなります。また、工事に瑕疵があった場合は申請者において瑕疵のある施設を手直するとともに第三者に損害を与えた場合はその賠償をしなければなりません。なお、瑕疵担保期間は合格通知交付日から起算して1年間です。
- ・工事施工写真は**土木工事施工管理基準【以下 URL 参照】**に則って撮影してください。  
着工前・完成、施工状況、出来形検測（路盤・舗装の厚さ、構造物・基礎の形状など）、品質管理。  
( <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/dorokasen/doro/kanri/hyojunzu/gizyutsu-kijun.html> )

## 街路樹について

- ・街路樹に愛着をもっている区民の皆さんも多く、まずは街路樹の伐採を伴わない建築計画をお願いしています。
- ・やむを得ず伐採せざるを得ない場合は、地域の皆さんへ周知や調整を十分に行うことや、他の植樹ますへの新植・補植が承認条件となります。
- ・伐採の手順については、「**道路自費工事における街路樹撤去（伐採・補植）の検討・手順**」を必ず確認してください。
- ・補植完了報告書を完成届とともに提出してください。

## その他

- ・取下届  
承認前に申請を取り下げる場合には取下届を土木事務所に1部提出してください。
- ・変更届  
工事計画に変更がある場合には変更届（軽微な変更でない時は、再申請が必要です）を土木事務所に1部提出してください。
- ・中止届  
承認後、施工前に工事等を中止する場合には、中止届（承認通知書の原本を添付）を土木事務所に1部提出してください。
- ・道路工事等施行不承認通知書  
工事等を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理者上の支障の有無などを総合的判断して、不承認の処分を行う場合があります。

道路工事等施行承認申請書【記載例】

令和 00 年 00 月 00 日申請

青葉 土木事務所長

※申請者は施主の情報を記載してください。  
印鑑はなくても受け付けます。

申請者  
( 法人の場合は名称 )  
代 表 者 の 氏 名

住所 横浜市●区●●町 1-1  
氏名 (株)●●建設 代表取締役 ■■■  
(電話 045-000-0000 )

担当者 氏名 (株)●●設計 ■■■  
(電話 090-000-0000 )

道路法第 24 条の規定により承認を受けたいので申請します。

|             |                                                                                                                                                                 |                |    |    |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|----|
| 工 事 場 所     | 横浜市青葉区 ●●町1-2-3地先                                                                                                                                               |                |    |    |
| 工 事 目 的     | 乗入れ施設設置 のため                                                                                                                                                     |                |    |    |
| 工 事 内 容     | 種別                                                                                                                                                              | 数量             | 種別 | 数量 |
|             | 乗入れ施設 (切下げ)                                                                                                                                                     | 00m            |    |    |
|             | 防護柵撤去                                                                                                                                                           | 00m            |    |    |
|             |                                                                                                                                                                 |                |    |    |
| 工 事 総 費 用   | 000,000 円 (税込)                                                                                                                                                  |                |    |    |
| 工 事 予 定 期 間 | 承認日 ~ 令和00年00月00日                                                                                                                                               |                |    |    |
| 施 工 者       | 会 社 名                                                                                                                                                           | (株)●●建設        |    |    |
|             | 所 在 地                                                                                                                                                           | 横浜市●区●●町 2-2-2 |    |    |
|             | 現 場 代 理 人                                                                                                                                                       | ■■■            |    |    |
|             | 緊 急 時 連 絡 先                                                                                                                                                     | 090-0000-0000  |    |    |
| 備 考         | 切下げに伴う路面排水流入のリスクについて (歩道の無い場合)<br>【 <input checked="" type="checkbox"/> 合意したうえで申請します 】<br>特殊ブロック使用時の車両下部損傷のリスクについて<br>【 <input type="checkbox"/> 合意したうえで申請します 】 |                |    |    |

※工事総費用は道路自費工事で施工される  
内容のみの概算金額を記載してください。  
なお、見積書の添付は不要です。

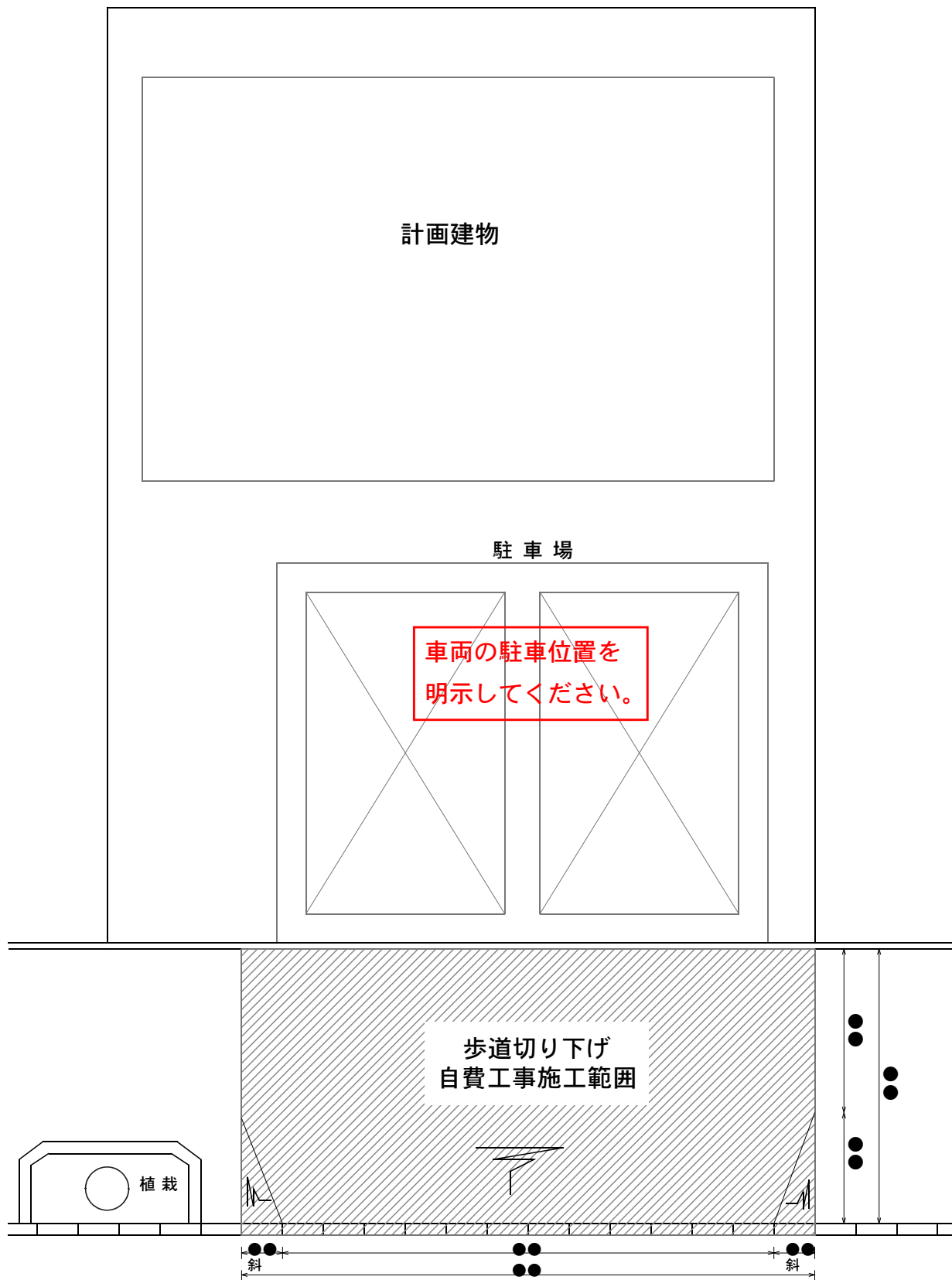
- ※ 施 工 者 : 未定の場合は、その旨記載の上着手時に届け出ること。  
(原則として、建設業法に基づく許可を得ている業者を選定)
- ※ 添付図書 : 案内図、計画平面図、計画縦横断図、構造図、現場の写真、道路台帳平面図及び区域線図の写し又は道水路境界調査図の写し、その他道路管理者が必要と認めた図書
- ※ 提出部数 : 添付図書も含めて 2 部提出すること。

# 案内図



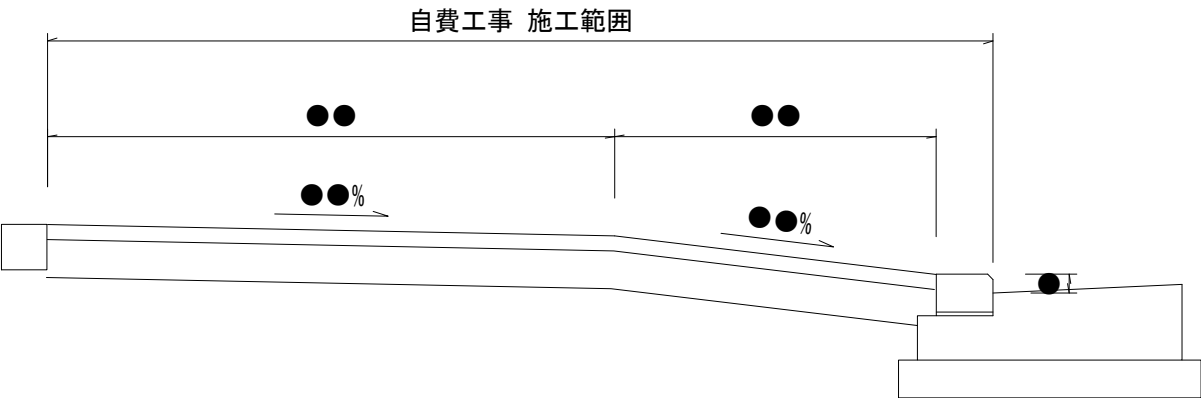
※申請する場所をわかりやすく示してください。

# 平面図



施工範囲や施工内容を明示してください。

# 縦横断図・構造図

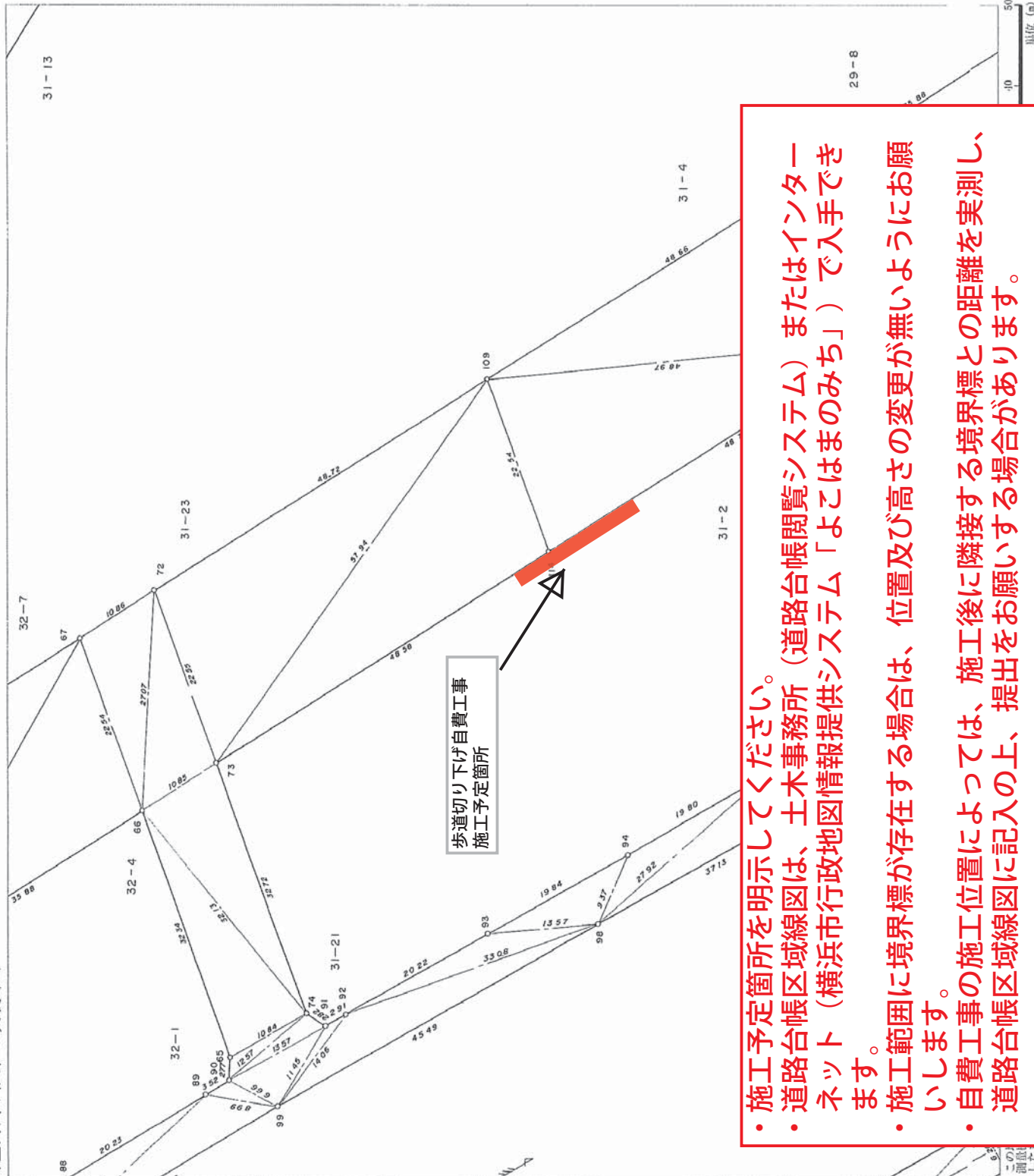


(例)

|  |     |                    |
|--|-----|--------------------|
|  | 表 層 | 再生 A s (開粒) t = ●● |
|  | 路 盤 | R C - 4 0 t = ●●   |



道路台帳区域線図



図面表示状況(メッシュは、新測地系です)

図面表示番号:図面名称:(図面番号):LD/MD  
1:市々尾:(20):LD63-3-5

複数図面にまたがった場合は、図面境の実線が表示す。

道路台帳区域線図は、道路の区域を表した図面  
で、道路と隣接する土地との境界点とその点間距  
離を記録しています。（道路台帳平面図に記録さ  
れています。）

区域境は、すべての道路について記載されているわけではありませんので、区域線が記載されていない箇所については、土木事務所や道水路等境界調査図所については、お問い合わせをお願いします。

なお、市無の確証をお願いたします。

また、道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認していただくさい。

図面図に記されているのは、道路台帳平面図に記録されている場合があり、途中で切れているものもあります。また、区域線が図面図に記されている場合は、距離表示が一直に記録されています。

この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参照として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

都市計画基本図(地形図)の世界測地系対応に伴い、メッシュ番号は、境界点番号管理のために従来の測地系と、測地系の双方を記載している。

横浜市道路局

印刷日：平成23年6月3日

- ・施工予定箇所を明示してください。
- ・道路台帳区域線図は、土木事務所（道路台帳閲覧システム）またはインターネット（横浜市行政地図情報提供システム「よこはまのみち」）で入手できます。
- ・施工範囲に境界標が存在する場合は、位置及び高さの変更が無いようお願いいたします。
- ・自費工事の施工位置によっては、施工後に隣接する境界標との距離を実測し、道路台帳区域線図に記入の上、提出をお願いする場合があります。

# 写 真



写真上に、施工範囲をわかりやすく明示してください。